

文教福祉常任委員会会議録

令和7年6月9日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、青木副委員長

山上委員、馬谷原委員、横手委員、吉田委員、福岡委員、山田委員、橋本委員、太田委員
岸本議長

説明者 高木保険年金課長、吉野副主幹、田中主査

案 件

(付託議案)

1. 陳情第9号 マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求める陳情

午前9時02分 開会

【黒沢委員長】 それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

案件に入る前に、傍聴申出書がお一方から提出されておりますけれども、傍聴は許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、傍聴を許可いたしますので、傍聴者の入室をお願いいたします。

本日の案件は、次第のとおり付託陳情1件でございます。

それでは、陳情第9号 マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求める陳情を議題といたします。

では、初めに、この陳情について、事務局をもって朗読いたさせます。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 陳情第9号 マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求める陳情。

陳情の要旨。

マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行すること。

陳情の理由。

現在、国は令和8年7月末までの暫定措置として、75歳以上の後期高齢者に対して、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を申請不要・無償で交付する運用を決定しました。これは、経過措置として使用されていた従来の健康保険証、または資格確認書の有効期限が本年7月末に一斉に期限を迎えることで、資格確認書の交付を求める申請が自治体の窓口に殺到することを懸念した措置とのことです。

しかし、マイナ保険証の登録者数は5月8日現在で約8,300万人であるのに対し、そのうちの後期高齢者の割合は約1,300万人であり、残る約7,000万人のほとんどが遅くとも2025年12月で経過措置で使えていた従来の健康保険証が使えなくなる状況となります。混乱の懸念は拭えません。混乱は資格確認書の交付申請を受ける自治体の窓口のみならず、健康保険証の廃止を認識していなかった被保険者が受診

した医療機関の窓口でも起こりえます。従来の健康保険証以外に使用可能な資格確認書類を持たず受診し、意図せず10割負担を請求されるなどすれば、医療機関と患者との間で深刻なトラブルとなるケースも懸念されます。全国保険医団体連合会が今年2月から実施した調査では、マイナ保険証による医療機関窓口での「オンライン資格確認」によるトラブルは9割の医療機関で発生し、マイナカードの電子証明書の有効期限切れなど、今後さらなる増加が懸念されています。

なお、電子証明書の更新には自治体窓口への来庁が必要で、2025年度に更新が必要となる件数はおよそ2,768万件です。

またマイナカードを大切にしまい込んでしまった方などは、普段持ち歩くことがないために、医療へのアクセスにハードルが設けられてしまいます。医療へのアクセス保障は後期高齢者に限られるべきものではありません。国民健康保険の加入者にもデジタル機器に不慣れな方、障がい者など、多様な事情を抱える方が多く含まれています。こうした方々に対し、マイナ保険証の取得・利用を前提とする制度設計は、医療へのアクセスを著しく制限するおそれがあります。

従来（紙）の健康保険証は、2024年12月1日をもって発行停止とされ、代替として資格確認書がマイナ保険証を持たない者に交付されることになっていますが、保険者による当分の間の職権発行を除き、本来は申請が必要とされています。申請手続の煩雑さや周知の不足によって、必要な人に行き渡らない懸念が生じています。

医療は全ての住民に等しく提供されるべき基本的な権利であり、制度の過渡期にあってもその保障は確実に担保されるべきです。そのため、後期高齢者と同様に、市町村国保加入者に対しても、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書は無償かつ申請不要で交付する措置が必要です。

なお、2025年5月現在、東京都渋谷区と世田谷区はマイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に「資格確認書」を一斉発送することを発表しました。こうした措置は住民の不安や不信を和らげ、医療機関の現場での混乱や負担を軽減することにもつながります。

つきましては、貴自治体におかれましては国保加入者に対して、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書は無償かつ申請不要で交付するよう陳情します。

以上。

令和7年5月29日。寒川町議会議長岸本 優殿。神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 T S プラザビルディング2階、神奈川県保険医協会理事長田辺由紀夫、事務局勝亦琢磨。

以上です。

【黒沢委員長】 ただいま朗読が終わりました。本陳情第9号につきましては、陳情者の勝亦琢磨氏から意見陳述を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

意見陳述者の移動のため暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

では、これから意見陳述者の方から、本陳情における趣旨説明をしていただきます。説明は5分以内でお願いいたします。5分の時点で職員がベルを鳴らしますので、速やかに終了していただきますようお願い申し上げます。趣旨説明終了後、委員の皆様から意見陳述者の方に対する質疑を行います。質疑

が終了したら、意見陳述者の方は傍聴席に移動していただきますよう、よろしくお願いいたします。その後、委員による陳情の審査を行います。

それでは、ただいまから陳情の趣旨説明を行います。説明の際は、冒頭、氏名を述べていただき、ご説明をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

どうぞ意見陳述者。

【勝亦意見陳述者】 私は、神奈川県保険医協会という、神奈川県内の医師、歯科医師の団体の職員で、勝亦琢磨と申します。この間、再三保険証の存続等をお願いしてきておりますけれども、今回の陳述の趣旨は、国保加入者全員にマイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を発行いただきたいということでございます。

従来の保険証に関しましては、昨年12月2日以降新たに発行されなくなっておりますが、現在、経過措置として、国保におかれましては、7月末までの期限で使用ができるということになっております。ただ現状、保険証を使えなくなるということを知らない方もまだまだいらっしゃるということがございます。保険証の期限が切れても資格確認書というものが発行されるということになりますが、こちらは基本的にはマイナ保険証を持っていない方に発行されるものになっております。

今、マイナ保険証をお持ちの方は8,300万人、全国にいらっしゃいますけれども、後期高齢者に関しては、先ほどもあったように1年間、全員に発行されるということになりました。こちらは8,300万人のうち1,300万人に当たるということで、残り大半の7,000万人の方は資格確認書は届かないということになっております。マイナ保険証の利用率というところで見ますと、最新でも、多く見ても3割ということになっておりまして、現状7割がこれまでの保険証等で医療機関にかかっているということになっております。このままマイナ保険証だけというふうに急になってしまいますと、医療機関の窓口が混乱するという事は必至かと思えます。

現時点においても、マイナ受け付けにおいて、医療機関の窓口でトラブルを経験した医療機関は9割にも上っておりますし、その事務負担というところでは、6割の医療機関で負担が増えたというふうに回答している調査結果もございます。中には、電子証明書の期限切れで資格が確認できないというものですとか、資格情報のお知らせという、マイナ保険証の資格確認がうまくいかなかった場合に、マイナ保険証とともに併せて提示することで資格確認ができるという紙があるんですけども、その紙のみで、マイナ保険証を持たずに医療機関の窓口に来て、これで使えるんじゃないのかというふうなトラブルも起きているということが報告されております。

本来、保険者は保険証を発行する義務がこれまでございました。ただ、省令改正で、加入者の申請という形で、保険証の保険資格を確認できる書類の発行がされるというふうに変えられてしまっております。こちらは変更になる前にパブリックコメントに付されておまして、5万件を超える反対があったにもかかわらず、そのまま決まってしまうという経過になっております。医療機関の保険診療での受診時にきちんとした資格確認ができないとなりますと、場合によっては10割負担を患者様にご請求するという、患者さんにとっても不利益が出るということもございます。先日も扶養から外れた若い方が、会社のほうから、マイナ保険証の発行に時間がかかるということで出されていないということ、そ

れから資格確認書もちろんそこは出てこないということと、その間、資格を証明する資格証明書も出てこないということもありまして、資格情報のお知らせだけはあるということで、これで請求していいかという問合せもあり、医療機関のほうでも混乱しているという状況がございます。

ぜひとも医療機関の負担軽減、それから患者の方の医療へのアクセス保障という観点で、貴自治体様においても、資格確認書のマイナ保険証の有無に関わらない全員発行をお願いしたいということで陳情させていただいております。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま意見陳述者より意見陳述が終わりました。これより委員の皆様から意見陳述者に対しての質疑等を受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 じゃ、1点だけお伺いします。全国で今、保険証登録者は約8,300万人ということでしたけど、神奈川県内での状況というのはどのように把握されているでしょうか。

それともう一つ併せて、県内の医療機関でマイナ保険証のトラブル、それに対して確認が取れなくて10割負担になったという状況というのが、いろんな相談とかあったのかというところを確認したいです。

以上です。

【黒沢委員長】 お答えをお願いできますか。

勝亦陳述者。

【勝亦意見陳述者】 お答えをさせていただきます。

まず、8,300万人のうち、神奈川県内で該当される方がどのくらいいらっしゃるかということに関しては、申し訳ございません、正確な数字を今、把握しておりませんので、また後ほど把握させていただきたいと思っております。恐らく人口比で、全国の割合と神奈川県の人口で割ったものとそこまで変わらないかと思っておりますので、各県の中ではかなり上位の発行数ということは想像されます。

あと、私どもの会員医療機関で10割負担等のトラブルが起きているかということに関しては、これは確実に起きているということでございます。中には、患者さんが登録したはずのマイナ保険証で資格が確認できなくて10割となるということは、そもそも医療機関がオンライン資格確認というシステムを入れたくて入れているわけではないのに、これは医療機関がやりたくてやっているんだろうということで、窓口のところまで声を荒げる方もいらっしゃるというふうな、そういった従業員の方が非常にストレスを受けているという悲痛な問合せも受けているところでございます。

ただ、仕組みというところではいきますと、その場合は保険資格申立書ということで、患者さんの申立てに基づいて申立ての負担割合をいただくか、確認がどうしてもできない場合には10割負担をいただくということで対応してくださいと、こちらのほうでは回答せざるを得ないという状況になっております。

以上です。

【黒沢委員長】 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、陳述者に対する質疑等については、以上をもって終結をさせていただきます。大変にお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本陳情に対するこの後の審査の進め方について、委員の皆様からご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 執行部のほうに現状どうなっているか、今後のことについてもちょっとお聞きしたいんですけど、よろしいでしょうか。

【黒沢委員長】 執行部からも現状等を確認したいというご発言がありましたけれども、いかがいたしましょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、本陳情に対して、担当課より少しお話を聞いてまいりたいと思いますので、暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま休憩前に、本陳情第9号の審査を行うに当たって、陳情内容の現状について、担当課のほうから分かる範囲で確認したい旨の発言がございました。執行部のほうから、現状のマイナ保険証の対応について、分かる範囲で結構ですので、少し説明をいただけますでしょうか。

高木課長。

【高木保険年金課長】 それでは、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求める陳情についての現状について、ご説明させていただきます。

まず、保険年金課で所管します事業につきましては、国民健康保険事業と後期高齢者医療事業となりまして、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、資格確認書等の初めての一斉更新を迎えており、その更新については被保険者が混乱せずに保健医療を適正に受けられる環境整備に取り組んでおります。

陳情にもございますように、後期高齢者医療制度につきましては、令和7年4月3日付、厚生労働省高齢者医療課通知などにより、後期高齢者のITに対しての不慣れなことや利用率の低さなどの理由から、年次更新までの間の暫定的な運用を継続して、マイナ保険証の保有状況に関わらず資格確認書の職権交付を行うこととしており、あわせてマイナ保険証の円滑な移行に向け、併用期間内に後期高齢者へのマイナ保険証の利用促進に努めることが重要と通知されております。

国民健康保険事業につきましては、令和5年12月22日付、厚生労働省国民健康保険課通知により資格確認書の交付対象者が示され、職権交付の対象者はマイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有するが、健康保険証の利用者登録を行っていない者や、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカードの返納者、マイナ保険証の利用登録を解除申請した者などとされ、マイナ保険証を保有している者へは、マイナ保険証の例外的な場合を考慮し、資格情報のお知らせを交付することとされております。

この通知に基づき、神奈川県では、資格確認書、資格情報のお知らせの取扱いについて、専門部会を通じて協議・検討を行い、神奈川県全市町村が加入します国民健康保険協議会の議題として審議され、

意見照会の結果、マイナ保険証の利用者登録を行った被保険者への職権交付、全件交付は行わない県方針が令和6年7月9日に示されております。県方針で資格確認書を職権交付しない理由といたしましては、マイナ保険証へ移行する、紙の保険証を廃止することとなりますが、という改正法の趣旨に反する、資格確認書の発行交付に関わる経費の削減、マイナ保険証を保有し、使用している被保険者へも資格確認書が届くことにより、混乱やトラブルが想定されるなどの意見を踏まえ、決定しております。

このため、当町も賛同いたしました県方針を踏まえ、資格確認書の全件交付はしない想定での資格確認書の印刷物や、発注、郵送料の予算の確保、またシステム改修を完了させ、7月初旬には被保険者へ発送予定で、現在、事務を進めている状況となっております。

また、マイナンバーカードへの不安な方や、多様な事情を抱える方への対応といたしましては、マイナ保険証の解除申請や要配慮者へ資格確認書の併用発行などを、保険証が廃止されました12月2日からホームページや窓口啓発に努め、現在、特段問題なく事務を進捗しております。

なお、今回の陳情書の意見や他の自治体の資格確認書への対応から、国に対しまして職権交付の可否に関わる問合せがあり、令和7年5月30日付で、厚生労働省国民健康保険課より、国民健康保険における資格確認書の取扱いについての周知通知があり、内容といたしましては、資格確認書は法律上、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに交付することとされておりますが、国民健康保険の被保険者には様々な年代や属性の方が含まれており、後期高齢者のように新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由で、マイナ保険証への一定期間を要する蓋然性が一般的に高いと言える状況ではなく、資格確認書を被保険者全員に職権交付するコスト等も考慮すると、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないとの通知となっております。

また、同日、厚生労働省の国民健康保険課及び医療介護連携政策課連名通知、8月以降の健康保険証の切替えに伴う対応については、健康保険証の切替えに伴い、その有効期限の前後において、市町村に対する資格確認書の交付申請の集中のおそれや、医療機関の窓口マイナ保険証や資格確認書を持参しない場合に関する指摘もあることから、8月以降の受診の際の具体的な対応について追ってお示しするとの通知もありますので、国が示します対応や県方針を適正に進め、引き続き、保険診療を円滑に受診できるよう対応してまいりたいと考えております。

現状の説明については以上となります。よろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま課長のほうから国、県の状況、それから町としての取組について説明をいただいたところでございますけれども、執行部に対して何か質疑等はございますでしょうか。

馬谷原委員。

【馬谷原委員】 1点質問させてください。タブレット資料22分の13ページ、紙資料の番号でいいますと、15ページのところにシステム上の氏名の表示についてトラブルがあるということがこちらの資料のほうにございます。町内の医療機関でこういったトラブルの報告はございますでしょうか。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 旧字についての黒丸表示につきましては、医療機関から多少の問合せは来ている状況となっております。そちらの場合については、氏名を報告させていただいて対応しているという形にはなっておりますけれども、大きなトラブルというふうにはなっていないと感じております。よろ

しく願います。

【黒沢委員長】 馬谷原委員。

【馬谷原委員】 ありがとうございます。今後、システムの改修等でこれが改善されていくと思っておりますが、準備期間がもう少し必要だったのかなというふうに、これを見て感想を持ちました。

以上でございます。

【黒沢委員長】 回答はよろしいですかね。

【馬谷原委員】 よろしいです。

【黒沢委員長】 他にございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 今回は陳述者の方からのお話もお伺いをし、今、担当のほうからも町の現状をお伺いいたしました。全員に配布という部分も最後のほうに入って、寒川町でも全員にということで陳情がされております。

また、東京の渋谷区と世田谷区ではもう既にこれが決定をされているようではございますけれども、もしその背景、多分混乱を避けるのかという世帯とか、人数の多さもあると思うんですけれども、もし配布をするということに至った背景がもし担当課のほうで分かれば教えていただけますでしょうか。

そして、国や県は様々な対応をしているので、一斉にということは基本的にはしないというお話だったかなと思います。これ、例えば寒川町の場合、全員に配布というふうになった場合に費用は幾らぐらいかかっていくのか、またその費用はどこから出されていくのか、お聞かせいただけますでしょうか。

それから、もしこれやるとなった場合、当然システムを改修していかないといけないのかなと思うんですけれども、そもそもシステムの改修が、私も国保加入者ですけれども、期限が今年の7月31日だと思ってるんですけれども、これからはシステムを改修するとなると、そもそも間に合うのかどうか、その辺をまずお聞かせいただけますでしょうか。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 渋谷区と世田谷区の聞き取りをしたわけじゃないんですけれども、ちょっとお話しさせていただいたことも1回あるんですけれども、その際には窓口で解除申請の方が殺到する想定だったり、また今まで保険証というものがあつた中で、有効期限切れの保険証しか持たず病院に行ったときに、保険者のほうに問合せが医療機関からもありますので、大きな自治体なので数を勘案しての判断というのがありますというお話はされておりました。当町については、今のところ、そういう状況にはないのですが、大きな自治体の悩ましい部分もあるかと思います。

経費のお話につきましては、仮に全件交付すると仮定したときの経費につきましては、資格確認書、通知用の封筒の印刷製本費、あと郵送料、こちら配達記録等でやっていますので、そういうの見込みますと207万3,000円を見込んでおります。

その他、太田委員のお話のとおり、システム改修が生じるのですけれども、こちらシステムベンダーにちょっと問合せをしたところ、現在、標準化システムの移行準備から、法的改修ではない作業は受託できないという回答が来ておまして、見積りが取れない状況となっております。

また、現在の保険証の有効期限は、委員おっしゃるとおり7月末となっておりますので、7月初旬に

は発送する予定で現在事務を進めておりますので、約1か月しか期間がなく、資格確認書の用紙や通知用の封筒の印刷製本費等の郵送料の補正予算の計上や、発注、納品までの期間を考慮すると、現在不可能であると考えております。

また、システム改修につきましては、ベンダーの問合せへの回答のとおり、できないというお話を受けておりますので、仮にもし無理にやるのであれば標準化システムのほうを遅らせてやっていただければ、ちょっと考える余地はあるということなのですけれども、標準化システムは来年の4月導入ということとなっておりますので、現在、担当も含めて手探りでやっているところもありますので、それを遅らせるというのは不可能と考えております。

なお、7月の一斉更新以降に再度資格確認書を送付するというのは、被保険者の混乱を招くというふうにも担当課としては感じているところでございます。よろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 あと、費用の出どころ、歳出の部分はどこから予算を持ってきますかという質問もあつたかと思いますが。

どうぞ。

【高木保険年金課長】 すみません。費用につきましては、事務繰入金でいただくようになりますので、全部町の財源で処理する内容となります。よろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 太田委員。

【太田委員】 ありがとうございます。

まず、東京の世田谷と渋谷区の状況は分かりました。人数の違いもあるし、また町のほうでは、最初の説明の中にも課長のほうからありましたけれども、混乱のないようにしっかりと今、準備をしているということですので、規模からしたら寒川町の場合は、多少の問合せ等はある可能性はあるかもしれないけれども、混乱まではいかないのかなと感じました。

また、費用207万3,000円、どこからという部分では一般財源から出るということですので、いつもここは課題になるというか、あれですけれども、基本、国保加入者の部分は保険者である町の部分と、あと加入者とか、そういったところからの財源で賄っていくのかなと思いますけれども、町の税金の中には社会保険、ほかのところで払っている方もいらっしゃる部分もあるので、それがご理解いただけるのかというところは少し懸念材料としてあるのかなと思っています。

いろんなことを考慮しても、そもそも7月31日までの期限の中で、今もう既に準備をされていると思うんですけれども、システム改修がそもそもできないということになると、標準化システムを遅らせてまでこれをやっていく意味があるのかなというのは少し感じますけれども、その辺はどのように捉えていますでしょうか。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 システム改修につきましては、ベンダーさんのほうでできないというお話なので、どうしてもシステム改修をやらないでやるのであれば、窓口のプリンターで5,000件ぐらいを打つということはできるにはできるんですけど、その労力は、今、後期高齢者の納入通知書も併せて処理しておりますので、とてもやるような人員はうちの保険年金課のほうにはないというのが正直な気持ちであります。

全件交付ができなくて保健医療が受診できないのかということは、そういうことはありませんので、マイナ保険証と資格確認書を両方持たないと保健医療が必ず受診できないということはありませんし、要配慮者の方とか、そういう必要な方には申請していただいて、解除申請や併用の発行で、心配な方にはそういう対応のほうで安心して保健医療を受診していただくという環境整備は窓口のほうでも整えて努力しておりますので、特段、今のところ、そういう必要性があるのかなというところは、担当課としてはないと思っている次第でございます。よろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。陳情のほうで様々な混乱を避けるためにということもお伺いしましたし、それをやろうとすると町ではシステム改修ができない。だけど、やろうとしたときに5,000件ぐらいのものを町のプリンターでやらなきゃいけないとなると、こっちのほうがむしろ、今話を聞いた中では負担が増大していくのかなというのはちょっと感じたところです。両方の意見をしっかり聞いたのはよかったかなと思っておりますので、またしっかり検討してまいりたいなと思います。

私のほうからは以上です。

【黒沢委員長】 他にいかがでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 今のお答えの中で、いろいろシステム的にはなかなか難しいというところがあったかなと思うんですけど、これに関して個別の申請があったりすると、発行はできるということだと思うんですけど、そういうところをうまく活用すればできないことはない。ただ、労力というものは、プリンターを利用してやるというのは大変になるのかなと思うんですけど、今、現段階で資格確認書をひもづけしてない方とか、いろいろいらっしゃると思うんですけど、今どれぐらいの発行予定をしているのでしょうか。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 今、マイナ保険証を保有する方、資格情報のお知らせを発行する件数については、5,195人を予定しております。マイナンバーカードを取得していない方への資格確認書の発行件数については、3,095人を予定しております。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 マイナ保険証を持っている人には資格確認情報を発行する。それはたしか全員発行するのかなと思っていたんですけど、あとそれから資格確認書に関しては3,095人ということで、実質的に何人だったかな、先ほどたしか5,000人ほど、加入者の人数からいったら、たしかそういう話をちょっと聞いたと思ったんですけど、それに関してあと2,000人ぐらい発行すれば、何とか対応できるんじゃないかなというところもあるんですけど、それについての町の考えをお聞かせください。

【黒沢委員長】 山田委員、さっき課長が言った5,000人というのは、いわゆるマイナンバーカードと保険証を連動している方、その方たちには資格確認書は届かないので、資格確認書を全員に届けるとなると5,000人必要だということです。今言った2,000人については資格確認書は届きますので、そこをちゃんと理解した上で質問していただけますか。答えますか、課長。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 ちょっとごめんなさい。説明が分かりにくかったです。申し訳ございませんでした。

先ほど言った5,000人というのは、マイナンバーカードを登録している方に全件送る場合には5,195人に送らなきゃいけないので、約5,000人というお話をさせていただいております。持たない方は3,000人いらっしやいますので、全部で8,290人の内訳としてお話をさせていただいているという形になりますので、ごめんなさい、約5,000人については資格情報のお知らせで、資格確認書は届かないと。約3,095人の3,000人については、マイナ保険証を持ってないので、資格確認書が保険証の代わりに届きますという形となります。よろしくをお願いします。

【黒沢委員長】 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 渋谷と世田谷の件は大体分かって、それから勝亦さんのご説明いただいたので、メリットのほうも分かったんですが、いまいち教えてもらいたいの、仮に全員、いわゆる国保の資格を持っている人に資格確認書を送った場合にデメリットになっちゃうことがあるんだったら、それを教えていただきたいというのが1点です。

それと、基本的には医療が受けられないってわけではないですよ。これまでどおりの医療を受けられるということで大丈夫ですよということは、要するに担保できるわけですよ。そこをちょっと聞きたいんです。

取りあえず、まずその2つで。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 マイナ保険証に移行するためのデメリットというのは、マイナ保険証が法のほうで改正になりまして、法の趣旨に反するということがまず1点目で、資格確認書の発行交付に関わる経費の削減ということ。あと、マイナ保険証を保有して使用している被保険者の方が、いろんなものが送られてくるトラブル感、マイナ保険証を持っているのにまた資格確認書が届いたというような、何個も同じような制度の書類が届くということへの混乱というのが、うちのほうでは思っているという形となっております。

医療機関への受診につきましては、マイナ保険証が切れたときに、今までも保険証が切れたまま持って行って、そのまま医療機関にかかろうとすると、期限が切れていますよというので、医療機関からうちのほうへ問合せが来てお答えしている状況は、今までもずっと過去ある状況となっております。なので、被保険者証がなくなったからといって手続的には、ちょっとした忘れたというときの手続というのは今までもずっとやっておりますので、特段、被保険者に与える影響というのは少ないのかなと思っている状況となっております。

【黒沢委員長】 横手委員。

【横手委員】 デメリットの部分はおよそ分かりましたので、あれなんです。メリット・デメリットを聞いて確認したいなと思っていたので、分かりました。

もう1回聞きます。マイナ保険証がなくても資格確認書があれば医療は受けられるんですけど、資格

確認書をそのとき忘れちゃったとか、そういう場合でも、今みたいな形で医療機関から問合せがあれば、対応してくれるということでもよろしいんですか。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 うちのほうも問合せがあれば必ずお答えして、病院のほうに資格情報を教えているという形となっております。

また、マイナンバーカードができたときに国のほうから通知がありまして、申立書というのを出せば、陳情書のほうにも記入してありますけれども、基本的には申立書を書いて、自分の事業所とか保険の今までの経歴を書いて送れば、国保連とか保険者のほうで保険の状況を確認して、保険が不詳でもお支払いをするという制度もありますので、基本的には問題がなく、今までも進めていたという形になっております。よろしくお願ひします。

【黒沢委員長】 他にいかがでしょうか。委員の皆さん、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 じゃ、青木副委員長。

【青木副委員長】 先ほど207万円、資格確認書でかかるという話だったんですけど、今現在、国民健康保険証を紙で発行しているから同様の感じですけど、幾らぐらいかかるかということをお聞きしますのと、あと陳情者の目的は患者のアクセス保障という部分だと思うんです。今もトラブルの影響はそんなにないという話をしていましたけど、マイナンバーカードを持ってなくても受けられると言っていましたけど、ないと結局、資料の中にも書いてあるんですけど、10割負担とかということになるんじゃないですか。それは返ってくるんでしょうけど、その場でお金がなかったら診察が受けられなくて、1日置いて、その方が容体が急変して、亡くなったなんていうことも例としてあるんですよ。だからそういった部分では影響がないとは言っていますけども、どうなんですかね。それとだから、町が今考えている、そういうトラブルというのはどのぐらい想定しているのかということをお聞かせください。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 まず、全体的な経費というのは、今の段階からいえば、今207万3,000円が追加でなりますよということを言っていますけど、これはシステム改修費が入っておりませんので、システム改修費を入れると、また数百万円プラスという形になっております。現段階の予算については、手持ちのほうで持ってないんですけども、ちょっと計算させていただければすぐ出るんですけど、手持ちのほうで今、全体で幾らかかっているかというのは、すみません、即答しかねる状況となっております。

あと、10割負担になる可能性が全くないかということにつきましては、保険の状況もありますので、全くないということはお答えできない場合はあるかもしれませんが、基本的には今までも切れた保険証を持って行って医療にかかれた方についても、医療機関から問合せがあれば的確に対応して、大きな問題になっているということはありませんので、今のところ担当課としては特段大きなトラブルはないというご報告しかできないという形となります。よろしくお願ひします。

【黒沢委員長】 課長、10割負担になるケースは全くないとは言えないけど、それはマイナ保険証になったから改めて発生する事案ではないということですよ。

青木委員。

【青木副委員長】 今までもトラブルはないと。それは今おっしゃったとおり、マイナンバーカードによってということではないんですけど、陳情者の方の資料を見ると、そういったトラブルがあるということも事実ですので、そういった懸念がある以上は、住民の福祉サービスとしてはそういったトラブルを回避するということも考えるべきだと思っているんです。その辺の点についてと、あとそういった問合せだとかということは今まではなかったのかということ、今までというのはあれか、これから想定している、そういったトラブルというのは全くないと町としては考えていらっしゃるということなんでしょうか。

【黒沢委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 渋谷区とか世田谷区の登録者数の件数と比較すれば、問合せになかなか答えることができない状況もあるという判断だということは、感じるところもございます。

ただ、寒川町においては、今もお話ししたとおり、的確にそちらの問題点については医療機関にお答えして処理させていただいておりますので、問題になっていけば、いろんなどころから大きなお声が出るかと思うんですけども、今のところ、うちの担当のほうも努力して対応させていただいておりますので、特段大きな問題になったということはないということで認識しております。よろしくお願ひします。

【黒沢委員長】 それでは、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 以上をもちまして質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上で6月会議で本委員会に付託されました陳情につきましては、審査を終えたこととなります。この後、討論、採決に移っていくわけですが、休憩等は必要でしょうか。

山田委員。

【山田委員】 トイレ休憩も含めて20分ぐらいください。

【黒沢委員長】 それでは、10時15分まで休憩とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより陳情9号に対します討論に入ります。陳情第9号 マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求める陳情について、討論はありませんか。

まず、本陳情に反対の討論のある方から発言をお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 それでは、陳情第9号 マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入

者全員に資格確認書を発行することを求める陳情について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回は陳情者の意見陳述、そしてまた寒川町の現状、全国的な陳情の内容と、それでは寒川町の中ではどうなのかというところをそれぞれ聞かせていただきました。

その中では、まず寒川町では対象者がそれほど多くなく、また体制をしっかりと整えている、混乱が起きないようにしっかりと環境を整えているというお答えでありました。

また、新たな予算確保について、これ全員配布となると、予算を確保していかなければいけないけれども、一般財源になるということでしたので、国保加入者以外の方との公平性が担保できないのではないかと、そしてシステム改修については、そもそも業者のほうからできないという回答があったということです、現実的ではないのかなと思っております。

また、仮にいろんな形で全員に発行するとすると、職員への負担が逆に増大する懸念があるのかなと感じましたので、今4点言いましたけれども、これを考えると、無条件での資格証の発行は現実的ではないのかなと考えておりますので、反対といたします。

【黒沢委員長】 次に、賛成討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、陳情第9号 マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求める陳情に対して、賛成の立場で討論いたします。

まず、対象者に関しては、資格確認書が発行されるわけですけど、国や県の方針ののっとなって全加入者に発行しないという町の方針という説明もありました。メリット・デメリットあると思います。万が一、トラブルになったときの対応ということでは、また窓口負担でも10割負担ということも懸念されます。ましてや現状、職権交付で発行できているわけなので、医療は全ての住民に等しく提供されるべきだとして、これからもそういうところに関してしっかりと対応できるんじゃないかなというところから、資格確認書の発行については賛成といたします。

以上です。

【黒沢委員長】 他に反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第9号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手少数であります。よって、陳情第9号は不採択といたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。

大変にありがとうございました。また、ご苦労さまでした。

午前10時18分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 7年 8月 26日

委員長 黒沢 善行